

令和6・7年度春日部市小規模契約希望者登録申請をされる方へ

【一般事項】

1. 目的

この登録制度は、春日部市が発注する小規模な建設工事（修繕を含む）、設計・調査・測量業務委託、土木施設維持管理業務委託の契約のうち「小額で内容が軽易な契約」を希望する業者を登録し、積極的に業者選定の対象とすることによって、市内に本社・本店を置く市内業者の受注機会を拡大するものです。

《登録できる業者》

登録しようとする業種において春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていない業者であって、以下の条件を満たす業者。

- ①法人事業者の場合は、春日部市内に本社（本店）を有し、法人登記があること
- ②個人事業者の場合は、春日部市内に本社（本店）を有し、春日部市内に代表者の住民登録があること

（適法の範囲内で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数は問いません）

《登録できない業者》

- ①春日部市内に本社（本店）を置いていない業者。（他の市町村に本社（本店）がある場合など）
- ②個人事業者で、春日部市内に本社（本店）を置いているが、代表者の住民登録が春日部市内にない業者。
- ③個人事業者で、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない業者。
- ④登録しようとする業種において春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている業者。
- ⑤市税を滞納している業者。
- ⑥登録しようとする業種を履行するために必要な資格、許可を有しない業者。

※この登録申請を行った業者は、「春日部市小規模契約希望者登録名簿」に登載して庁内に公開するとともに春日部市公式ホームページに掲載して一般にも公開します。これにより春日部市が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありませんのでご注意ください。なお、申請内容に虚偽があったときは、春日部市小規模契約希望者登録名簿から登録を抹消します。

2. 受付及び登録の有効期間

- 令和6年2月1日（木）から、春日部市役所第二庁舎5階の契約課窓口で随時受付を行います。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。
※ただし、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
- 登録の有効期間は、令和6年4月1日（4月1日以降受付の場合はその認定日）から令和8年3月31日までです。
※受付日より原則1週間以内に審査を行い認定となります。

3. 提出書類

- 行政機関が発行する証明書等は、申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものを提出してください。
- 申請時点において、納期限が到来している税金について滞納がある場合、申請は受理できません。

	書類名	備考
1	春日部市小規模契約希望者登録申請書 (様式第1号)	【共通】様式はホームページよりダウンロードしてください。
2	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	【法人】のみ
3	法人市民税納税証明書（法人） 又は 市・県民税納税証明書（個人事業主）	【法人】直近1事業年度分※注(1) 【個人事業主】令和4年度分※注(2)
4	その他市税納税証明書 ・固定資産税（令和4年度分） ・軽自動車税（令和5年度分） ・国民健康保険税（令和4年度分）	【共通】該当がある場合のみ※注(3)
5	許可・資格・登録証明書等の写し	【共通】登録を希望する業種について、許可・資格・登録が必要な場合はその写しを提出してください。

※注(1)：会社の設立後間もなく、決算日未到来等の理由のため納税額が確定しておらず納税証明書が発行できない場合は、「法人事業届出済証明書」（市民税課で発行）を提出してください。

※注(2)：市県民税（個人）が非課税の場合は、「非課税証明書」（市民税課で発行）を提出してください。

※注(3)：申請をしようとする個人または法人名義で、春日部市から課税されているものに限りです。

上記の書類を契約課窓口にご提出ください。

4. 契約者の選定方法

見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。

なお、見積りに指名されても都合により辞退することは可能ですが、その場合は必ず事前に担当課（発注課）へ辞退届の提出をお願いします。

5. 契約書又は請書

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず契約書又は請書により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。

6. 下請け等の禁止

契約の履行は、春日部市契約規則、春日部市建設工事等請負契約約款等各種契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は自ら履行することを原則としており、丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は自ら履行できる業種を記載してください。

7. 請負代金の支払時期

請負代金の支払いは、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払い期間は、正当な請求を受けた日から30日（工事代金は40日）以内です。前払金及び中間前払金はありません。

8. 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

9. 登録名簿の公開

この登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため、春日部市公式ホームページにより一般に公開しますので、ご了承のうえ申請してください。

10. 登録事項の変更

登録事項に変更があった場合は、速やかに『春日部市小規模契約希望者登録事項変更・廃止届』（様式第2号、ホームページからダウンロードできます）により届け出てください。

※【法人】の場合、「住所」・「商号」・「代表者」が変更になった場合は、履歴事項全部証明書を添付してください。

※業務を新たに追加する場合、その業務について許可・資格・登録等が必要な場合にはその許可・資格・登録証明書等の写しを添付してください。

【申請書の書き方】

1. 「商号又は名称」欄

法人の場合は履歴事項全部証明書に記載された商号を記入し、個人等の場合は通常使用している名称等を記入してください。

2. 「住所または所在地」欄

事業所の所在地を記入してください。自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。

3. 「法人番号」欄

法人の場合は法人番号指定通知書に記載された法人番号を記入してください。

個人事業主の場合は空欄にし、個人番号を記入しないようご注意ください。

4. 「代表者職名」欄

法人の場合は履歴事項全部証明書に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

5. 「希望業種」欄

- ・ 建設工事に係わる業種は5業種以内とし、例示（細目）の制限はありません。ただし、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている業種は申請できません。
- ・ その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請できません。
- ・ 希望業種は次頁以降の『分類業務区分表』の表記に従って記入してください。許可、免許、登録等を有する方は、その種類、名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。
- ・ また、建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録等を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

※春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録している者については、その名簿に登録されている業種と合わせて5業種まで登録できます。

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1

春日部市役所 第二庁舎5階 総務部契約課 契約担当

TEL 048 (736) 1128

『分類業務区分表』

《工事》 ※春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている業種は希望できません。

業 種 名	例 示 (細 目)
土木工事業	土木一式工事・農業土木工事・コンクリート構造物工事・大口径管工事・地すべり防止対策工事・管渠推進工事・トンネル工事・ニューマチックケーソン工事・シールド工事・PC 橋梁工事・ダム工事・森林土木工事
建築工事業	建築一式工事・木造工事・軽量鉄骨工事・プレハブ工事・コンクリートプレハブ工事
大工工事業	大工工事
左官工事業	左官工事
とび・土工工事業	鉄骨等組立架設工事・くい工事・場所打ちくい工事・土工事・コンクリート工事・地盤改良工事・吹付け工事・道路付属物設置工事・外構工事
石工事業	石工事
屋根工事業	屋根工事
電気工事業	総合電気設備工事・発電変電設備工事・送配電設備工事・電気設備工事・信号設備工事・上下水道施設電気設備工事・その他工事
管工事業	給排水設備工事・冷暖房空調設備工事・浄化槽工事・ガス管配管工事・その他工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・レンガ・ブロック工事
鋼構造物工事業	鉄骨工事・鋼橋梁工事・鉄塔工事・門扉工事・プール工事・鋼製タンク工事
鉄筋工事業	鉄筋工事
ほ装工事業	ほ装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金工事
ガラス工事業	ガラス工事
塗装工事業	塗装工事・路面標示工事・屋内床面標示工事・その他工事
防水工事業	防水工事

内装仕上工事業	内装仕上工事・床仕上工事・たたみ工事・ふすま工事・その他工事
機械器具設置工事業	運搬機器設置工事・プラント設備工事・水処理設備工事・汚泥脱水設備工事・汚泥焼却設備工事・給排気機器設置工事・揚排水機器設置工事・ダム用仮設備工事・その他工事
熱絶縁工事業	冷暖房熱絶縁工事・動力設備熱絶縁工事・その他工事
電気通信工事業	有線電気通信工事・無線電気通信工事・データ通信設備工事・情報制御設備工事・その他工事
造園工事業	庭園工事・公園設備工事・広場工事・その他工事
さく井工事業	さく井工事・揚水設備工事・その他工事
建具工事業	サッシ工事・カーテンウォール工事・シャッター工事・自動ドア工事・その他工事
水道施設工事業	取水施設工事・浄水施設工事・配水施設工事・下水処理施設工事・その他工事
消防施設工事業	水消火設備工事・泡消火設備工事・不燃性ガス消火設備工事・粉末消火設備工事・火災報知設備工事
清掃施設工事業	ごみ処理施設工事・し尿処理施設工事・その他工事
解体工事業	解体工事

《業務委託》 ※登録希望業種数に制限はありません。

業種名	例示(細目)
測量	測量一般・地図の調整・航空測量
建築関連コンサルタント	建築意匠・建築構造・空調設備・給排水設備・電気設備・建築積算・機械積算・電気積算・建物調査
地質調査	地質調査
補償コンサルタント	土地調査・土地評価・物件及び機械工作物・営業及び特殊補償・事業損失・補償関連・事業認定・その他(補償コンサルタント)
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・港湾及び空港・電力土木・道路・鉄道・上下水道及び工業用水道・下水道・農業土木・森林土木・造園・都市計画及び地方計画・地質・土質及び基礎・鋼構造及びコンクリート・トンネル・施工計画、施工設備及び積算・建設機械・建設環境・その他の建設コンサルタント
その他(設計・調査・測量)	資料整備・その他

《土木施設維持管理》 ※登録希望業種数に制限はありません。

業種名	例示(細目)
道路維持管理	道路維持管理
河川維持管理	河川維持管理
苑地維持管理	苑地維持管理
下水道維持管理	下水道維持管理